日本血栓止血学会認定医制度施行細則

第１条（認定医制度委員会）

認定医制度委員会（以下、委員会）は、認定および更新のための審査以外に、学術集会企画委員会、教育委員会とともに日本血栓止血学会認定医（以下、血栓止血認定医）の教育に必要なテキストの作成、系統的な血栓止血異常症の診療に関する教育プログラムや教育セミナーを催す。

第２条（活動証明書）

申請者は、所属施設内において組織的、系統的に血栓止血異常症の診療に従事していることに関し、所属施設長または所属診療部長あるいはそれに準ずる役職者の証明が必要となる。申請者本人がそれらの役職の場合は、証明者の欄に「本人」と記載する。血栓止血異常症診療には、1)コンサルテーション業務、2)検査、抗凝固療法のモニタリング、3)出血性疾患の診療、4)動静脈血栓症の診療、5)外科・集中治療・救急・産科領域の血栓止血異常症の診療などが含まれる。

第３条（認定時業績規定）

認定申請者は、業績として以下に定める規定のうち、50 単位以上を取得している必要がある。ただし、必須項目 15 単位以上を含むこととする。

1) 過去５年間の日本血栓止血学会（以下、本会）学術集会および SSC シンポジウムの出席（各々10 単位）
2) 同上における発表　（筆頭演者 10 単位、共同演者 2 単位）
3) 同上における司会または座長　（5 単位）
4) 査読のある血栓止血領域の論文発表(筆頭著者 10 単位、共著者 5 単位)
5) 本会主催の教育セミナー講師　10 単位、受講修了者 20 単位
   （セミナー受講は原則全参加受講修了にて 20 単位とするが、止むを得ず部分参加した場合は、下記の教育講演の領域に準じて１領域の受講で３単位として計算する）
6) 本会学術集会および SSC シンポジウム開催時の教育講演講師　1 領域につき 10 単位、聴講 1 領域につき 5 単位
   領域とは、1. 止血機能検査、2. 血小板、3. 凝固・線溶系出血疾患、4. 凝固・線溶系血栓性疾患、5. DIC/TMA の 5 領域とする。（定められた教育講演 5 領域中 3 領域以上を必須項目とする）

第４条（更新時業績規定）

更新申請者は、業績として以下に定める規定のうち、更新時認定医取得後の期間に 50 単位以上を取得している必要がある。ただし、必須項目 15 単位以上を含むこととする。

1) 認定医取得後から更新時までの間の日本血栓止血学会（以下、本会）学術集会および SSC シンポジウムの出席
   （各々10 単位）
2) 同上における発表　（筆頭演者 10 単位、共同演者 2 単位）

3) 同上における司会または座長　(5 単位)

4) 認定医取得後の期間における査読のある血栓止血領域の論文発表(筆頭著者 10 単位、共著者 5 単位)

5) 同上期間における本会主催の教育セミナー講師　10 単位

6) 同上期間における本会学術集会および SSC シンポジウム開催時の教育講演講師　1 領域につき 10 単位、聴講　1 領域につき 5 単位

領域とは、1. 止血機能検査、2. 血小板、3. 凝固・線溶系出血疾患、4. 凝固・線溶系血栓性疾患、5. DIC/TMA の 5 領域 とする。(定められた教育講演 5 領域中 3 領域以上を必須項目とする)

第５条（血栓止血認定医の申請）

血栓止血認定医の認定を希望する者は、以下の書類を委員会に提出する。

１）申請書

２）日本専門医機構が定める基本領域学会の専門医、または認定医であることを証明する証書のコピー。上記以外の医師は、血栓止血領域の研究歴を 5 年以上証明する在職証明書など。

３）所属施設内での活動証明書 1)

４）業績目録 2)

５）申請料の払込票の写し

２．申請料は¥2,200（税込み）、認定料は¥22,000（税込み） とし、指定の口座へ振り込むものとする。 申請料と認定料の一括納入可。

振込先　ゆうちょ銀行　00150-6-766029

０１９支店（ゼロイチキュウ）当座預金　0766029

一般社団法人日本血栓止血学会

３．書類送付先

〒112-0013　東京都文京区音羽 1-17-11 花和ビル 405 号室

一般社団法人日本血栓止血学会事務局

日本血栓止血学会認定医申請係

注)

1) 所定の用紙に、所属長、もしくは施設長の証明等が記載されたもの。

2) 所定の用紙に各項目を記載し、学術集会に参加したことを証明する書類（ネームカードなど）のコピー、学会発表・司会・教育セミナーや教育講演の講師等はその学会、日時、場所、演題名および演者名がわかる抄録またはプログラムのコピー、論文は著者名、論文タイトル、雑誌名、巻、ページ、年がわかるページのコピー、教育セミナー受講修了証、教育講演受講証明書のコピーを貼付する。

第６条（認定医の更新申請）

血栓止血認定医の更新を希望する者は、以下の書類を委員会に提出する。

１）更新申請書
２）血栓止血認定医の認定証のコピー
３）所属施設内での活動証明書 1)
４）前回認定医取得後の業績 50 点以上の証明書 2)
５）更新料の払込票の写し

２．申請料は¥2,200（税込み）、認定料は¥22,000（税込み） とし、指定の口座へ振り込むものとする。 申請料と認定料の一括納入可。

３．書類送付先
〒112-0013　東京都文京区音羽 1-17-11 花和ビル 405 号室
一般社団法人日本血栓止血学会事務局
日本血栓止血学会認定医更新申請係

４．天災その他やむを得ない理由のため、更新認定申請者が前項第 1 号の研修単位の一部又は全部を証明できないときは、天災については公的機関の発行した被災証明書又はこれに準ずる証書(以下、証書と略記)、その他については証明できない理由の申立書(以下、申立書と略記)を添付した更新認定申請書類を提出することができる。

５．認定委員会は、証書又は申立書を添付した更新認定申請書類を受理したときは、証書又は申立書について審査し、証書又は申立書の理由を正当と認めたときに限って、認定医として認定することができる。

６．本会の会員で、海外留学、病気療養、出産等の理由により認定医としての活動ができない場合は、理由とともに当該期間について所属施設長または所属診療部長あるいはそれに準ずる役職者の証明が必要となる。

７．上記証明書が提出された場合、認定委員会は証明書について審査し、理由および期間が正当と認めた時に限り、当該期間を認定医更新期間から除く事ができる。この場合、当該期間の間、更新期限は猶予される。

注)
1) 所定の用紙に、所属長、もしくは施設長の証明等が記載されたもの。
2) 所定の用紙に各項目を記載し、学術集会に参加したことを証明する書類（ネームカードなど）のコピー、学会発表・司会・教育セミナーや教育講演の講師等はその学会、日時、場所、演題名および演者名がわかる抄録またはプログラムのコピー、論文は著者名、論文タイトル、雑誌名、巻、ページ、年がわかるページのコピー、教育セミナー受講修了証、教育講演受講証明書のコピーを貼付する。

第７条（認定医制度認定施設の申請）
血栓止血認定医制度認定施設（以下、認定施設）の認定を希望する施設は、次の各項に定める書類を委員会に提出する。
１）申請書
２）血栓止血認定医 1 名の認定証のコピー

２．申請料および認定料は不要とする。
３．施設内で２つ以上の部署等が重複して申請する必要はない。
４．書類送付先
〒112-0013　東京都文京区音羽 1-17-11 花和ビル 405 号室
一般社団法人日本血栓止血学会事務局
日本血栓止血学会認定施設申請係

第８条（日本血栓止血学会認定施設の更新申請）
認定施設の更新を希望する施設は、次の各項に定める書類を委員会に提出する。
１）更新申請書
２）血栓止血認定医１名の認定証のコピー
２．申請料および認定料は不要とする。
３．施設内で２つ以上の部署等が重複して申請する必要はない。
４．書類送付先
〒112-0013　東京都文京区音羽 1-17-11 花和ビル 405 号室
一般社団法人日本血栓止血学会事務局
日本血栓止血学会認定施設更新申請係

第９条（認定証の再発行）
紛失等により各資格の認定医証再発行を希望する場合は、有料にて発行する。
１）認定医証
２）認定施設認定証
２．再発行料　¥2,200（税込み）　指定の口座へ振り込み後、事務局へ連絡すること。

第１０条（経過処置）
2018 年度、2019 年度においては、認定医申請時の業績規定に教育講演の必須項目を含めない。
２．認定施設の認定は、2020 年度以降から開始する。

附則
この細則は、2018 年 8 月 1 日から施行する。
細則一部改定、2020 年 4 月 25 日
細則一部改定、2020 年 11 月 28 日
細則一部改定、2021 年 5 月 27 日
細則一部改訂、2023 年 9 月 30 日
細則一部改正、2024 年 3 月 16 日
細則一部改訂、2025 年 1 月 18 日